

第3回桜井市地域ブランド認定推進委員会 会議録（要約）

開催日時	平成27年5月19日（火） 午後3時～5時
場 所	桜井市役所本庁 3階 第1会議室
出席者	<p>（委員）</p> <p>堀井良殷氏（（財）大阪21世紀協会理事長）、卜部能尚氏（桜井市商工会）、林勤氏（桜井市観光協会）、福住昌彦氏（奈良県農業協同組合）、谷奥忠嗣氏（桜井木材協同組合）、麻生憲一氏（奈良県立大学）、岩城啓子氏（畿央大学）、渡邊寛之氏（奈良県中部農林振興事務所）、テリー植田氏</p> <p>（事務局）</p> <p>清水孝夫（まちづくり部長）、西川昌秀（まちづくり部次長）、青木浩之（観光まちづくり課長）、山内篤生（観光まちづくり課まちづくり戦略係長）、後藤聖子（観光まちづくり課まちづくり戦略係主任）</p>
取材及び傍聴	なし
堀井委員長	皆様お集まりいただき感謝する。会議に先立って、本日初めてのご出席とならう桜井木材協同組合の谷奥理事長をご紹介します。
谷奥委員	第1回、第2回と出席できず申し訳なかったが、今後ともどうぞよろしくお願ひしたい。
堀井委員長	それでは、「前回会議録の確認について」事務局よりご説明願う。
事務局	第2回委員会会議録を先日郵送させていただいたが、それ以降ご指摘等はなかった。修正等あれば今お聞きする。
堀井委員長	こちらは市ホームページに掲載されるとのことで、再度委員の皆様にご確認いただき、本日中に事務局に修正があればご連絡いただき、その後確定とする。続いて「第2回桜井市地域ブランド認定推進委員会意見概要」について説明願う。
事務局	<p>前回委員会におけるご意見を資料1-2としてまとめさせていただいた。</p> <p>資料2-1「桜井市地域ブランド認定推進委員会実施要領（案）」について、前回は、第3条にある「自社製品」の部分で桜井市で製造していないものを桜井の地域ブランドとして受け入れていくのかということについて、この一文がふさわしいのかということ及び「現在」とはいつを指すのかについてご議論いただいた。事務局としては、「自社製品」以下の但し書きを残したいと考えている。三輪素麺については、三輪素麺工業組合では奈良県内で生産されたもののみを取り扱いされており、販売協議会では、奈良県内で作られたものだけを「三輪そうめん」として販売し、それ以外は「手延べそうめん」と表示している。また、現在、農水省が実施する「地理的表示制度」に三輪素麺の登録をお考えであるが、前回、委員の方より、この制度についての詳細な説明が欲しいとのご意見があったので、説明させていただく。</p>

本制度は平成 27 年 6 月 1 日施行予定となっており、三輪素麺が組合及び販売協議会とで申請を予定され、現在最終基準の調整をされている。この制度では地名と産品名を組み合わせたものが対象となるため今回は三輪という地名と素麺という産品名をあわせたものを出す、ということになっている。知的財産保護が目的で、世界ではすでに保護制度が確立しており、例を挙げれば EU のカマンベールチーズなどがある。

今回日本で導入される地理的表示とは、生産地や品質等の基準とともに登録するため産品の品質について国が保証し、「地理的表示」に登録していることを示す「GI マーク」の使用を認められるもので、これにより他の産品との差別化が図られる。利点としては、権利侵害等があっても農水省が対応し、権利者の訴訟負担などが無いことが挙げられる。登録後の品質管理は農水省が行うとされており、海外でも産品を保護する方向で相互保護連携を行っていく予定で、これにより真の日本特産品を海外に出すことで、海外流通における差別化が図れるという展望を持たれている。

これを受け、本事業における三輪素麺についての審査基準は、地理的表示申請における品質管理基準を個別基準にも適用したいと考えている。

第 3 条の「旅行サービス商品」の取り扱いについても「旅行商品は陳腐化しやすいものであるためブランド認定は難しいのではないか」ということと、「桜井の全国発信のためには大手旅行者とのタイアップは重要でないか」とのご意見が出されたが、事務局としては、大手との連携の重要性は認識しているが、事業当初は、第 2 条にあるように、市内業者に限定し、次の段階で大手も参入可能とするをしたい。旅行商品の認定については、実際の審査の際、幅をもたせて認定することとしたい。

また、要領案第 3 条に「その他」の条項を入れたらとのことで、(5) として付け加え、また、(3) の表記を「木材木工品」としたほうが認定しやすいと指摘があったので、そのとおり修正した。

キャッチコピーについては、前回提出した事務局案があまりふさわしくないということで、これについてはプロの才能が必要な分野である、と委員長よりご指摘があった。市内在住の才能ある方に案を作成してもらったらどうかのご意見が出されたが、ボランティアとしてこうしたものを製作できる方がいらっしやらなかった。麻生先生にご協力いただき、奈良県立大学の学生の意見を出していただき、並行して、観光戦略アドバイス業務受託業者に作成をお願いしてみた。事務局案も入れて「資料 3」として示させていただいている。ロゴマークについては、前回会議で市のマスコットを使ってやればいいのかのご意見が出たので、マスコットキャラクターの制作者にお願いする方向で考えていたが、県立大や業者との話し合いの中で、キャッチコピーとロゴマークは一体のものではないかという意見があったので一旦依頼は止めている。のちほど具体的に提案する。

資料 4 について、認定基準の募集できる基準については、農産品については

事務局

事務局	トレーサビリティが確保されている、との文章を追加した。また、地域経済への経済効果を考えるべきとのことで、基準に経済性を加えさせていただいた。審査基準について、基準点を設けるのか、申請されたものは通すという方向性になるのか、ということで審査基準は変わってくると思うが、できれば適正な審査をすることでプレミアム商品化をめざしていきたいと事務局では考えている。本日は審査採点表ということで項目を挙げたがそれについて皆様にご議論いただきたい。
堀井委員長	前回までの意見をふまえて資料を出していただいたが、委員の皆さんのご意見をお出しいただきたい。
ト部副委員長	組合と協議会は、「地理的表示」取得に向けて前向きに取り組んでいるとおっしゃっているが、事務局として内容を把握しておられるか？
事務局	昨日も両者で話し合いをされたとお聞きしている。地理的表示の申請期間があるので今は頻繁に会われており、現在は品質管理をどう行っていくのか、を検討されているようだ。「品質管理を厳しく行い、自分のところから崩れないようにする」という方向で話し合いをされている。県の農林部マーケティング課もこの「地理的表示」取得に向けた支援をされている。
堀井委員長	例えば「手延べ素麺」と表示された奈良県生産でないものには GI マークはつかない、などといった、同じ会社が販売するもので GI マークがつくものもつかないものがあるということか。
事務局	今回の申請では「奈良県生産」として登録するとされているので、そのようになると思われる。
林委員	「木工品」であるが、桜井では建築材にスポットを当てているため、小さい「木工品」についてはあまり注力してこなかったが、このような木工品をどこまでブランドとして挙げていくのか。
谷奥委員	組合としては原木から製材して、柱とや敷居のための製材を作っている。木で作った名刺入れなどを作られている組合員がいないのが現状だ。 実際に、一般の消費者は桜井や三輪はどこにあるのかわからない。根本として、全国に PR するなら、桜井はどこにあるかというところからスタートすべきだと思う。先日も、三輪素麺工業組合の青年部の皆さんと一緒に、木材協同組合も下降気味なので、互いに協力しながらやっという話をした。今後も我々自身も、品質基準的なものがうまくできていない。例えばサイズがバラバラで、等級を付けてもうまくいっていない。今後は、組合が基準を設けて一般消費者に胸を張って出していけるものを作りたいと考えている。桜井ブランドというより、桜井はどこにあるかを PR することが大事だと思う。
林委員	木工製品を探してもなかなか難しい。
谷奥委員	組合員のなかで、木工製品を商売とされている人はいないのが事実だ。木のボールペン等を製作するには広葉樹が適しているが、組合では杉ヒノキといった針葉樹を主に扱っており、オファーがあっても断ったりしている。

ト部副委員長	以前、あるぼ〜るで販売していた木工品はほとんど岐阜産であった。奈良県では天川村で木の根っこでテーブルを作ったりしていた。最近の住宅事情と合わないのであまり商品化できていない。
麻生委員	地理的表示制度の GI マークと市の地域ブランド認定の表示についての基準のすりあわせが必要との話がでていたが、基準のすりあわせについては、今お互いが考えているものを並行的にやっていくのが良いと考える。ただし、国の GI マークが表示されるが大和さくらいブランドでない、またはその反対のことがあれば、買う側からはわかりにくいのではないかと。どこか一体的にうまくタイアップする方法を考えてはどうか。いろんなシールをたくさん貼られていてもわかりにくいのではないだろうか。
事務局	素麺の審査基準については、市地域ブランドの基準を地理的表示の基準は農水省の基準に合わせると、混同が少ないと考えている。素麺の業界においても三輪という場所、桜井が知られていないと認識されていて、今回、三輪素麺工業組合及び販売協議会へ地域ブランド事業のご説明をした際に、「大和さくらいブランド」の認定等受けることで、「三輪は奈良県の桜井にあると PR していける」と素麺業界も好意的に受け止めていただいているとの感触を受けている。
堀井委員長	その場合は、GI マークと大和さくらいブランドが併記されるということか。
事務局	その通りである。
麻生委員	では、桜井市としても、GI マークも地域ブランドも取得してほしいという進め方か？
事務局	その通りである。
麻生委員	「地理的表示」における地名というのは三輪とか初瀬とかでいいということか？
事務局	その通りである。
麻生委員	そのうえであえて桜井というブランド名称をかぶせるといいということか？
事務局	その通りである。
麻生委員	素麺業界において、GI マークをもらっているものとないもの、シールがたくさんあるということの抵抗感はどうかと思ったが、好意的だということであればそれで結構である。
堀井委員長	「地理的表示」登録手続きにおいて、生産組合が登録者なので、個別基準はいろいろできてくるということになる。また、旅行商品についても幅をもたせるということか。
事務局	旅行商品については、大手とタイアップしないと発信力としては意味がないかもしれないが、地元の旅行業者の育成という観点で、市内業者においてブランドにふさわしい商品が作れるか、それが可能であればさらに発信する枠を広

事務局	めるうえで大手とタイアップする、という段階をおって膨らますほうがいいのではないかと考えている。第2条に掲げるように、あくまで当初は市内業者を対象としたい。
麻生委員	「旅行サービス商品」はサービスで、サービスはいいものも悪いものもできる。桜井市でブランド認定というお墨付きをつけるが、旅行商品という性質上、一定のサービスを維持できなければ苦情となる。こうしたことから他の産品と違った観点で幅をもたせて考える、ということをもう少し考慮いただきたい。
堀井委員長	麻生委員のおっしゃる「幅をもたせる」というのは、どういう意味か。
麻生委員	認定基準において、という意味で申し上げた。
堀井委員長	では、市内業者に当面限定することはいいのか。
麻生委員	その通りである。
岩城委員	素麺の件、もう一度整理すると、第3条の「自社製品の場合は一次産品を除き、本市の区域内での生産等は問わない」についての記述は、素麺には適用しないのか。
事務局	「地理的表示」における「三輪素麺」は奈良県内で作られたものとして申請するとされているので、大和さくらいブランドも基準を踏襲したい。そうすると市区域内の生産は問わない、という部分は外れるが、素麺だけは個別基準の中で地理的表示の基準と同様とする、とすれば、他府県生産のものは省かれるということになる。
林委員	三輪素麺工業組合の商品には、鳥居のマークが付けられている。
谷奥委員	組合の方でも基準を設けていこうという動きなのだろう。
渡邊委員	今後はもう少しわかりやすくしていこうという方向なのかもしれない。
林委員	販売協議会の方でロゴマーク等がつくられるかもしれないが、どこまで素麺組合が協調されるのかということがある。
麻生委員	大和さくらいブランドについては、統括的な形として出された桜井市ブランドを作ったほうがいいのではないかと。このエリアの中の一体感を作っていくことで、地理的表示登録も同様に行うとなってくると、シールを余計に増やすのは具合が悪いのではないかと。
林委員	確かに、桜井市としてのブランドなので、素麺であれば販売協議会のものでも、組合のものでも、桜井市のもので、とできればそれでいい。
堀井委員長	麻生先生がおっしゃる恐れは十分にあると思う。三輪素麺のブランド力は非常に大きい一方で、大和さくらいブランドの知名度は弱い。業界としては強いブランドに頼るのが当然で、大和さくらいブランドとして統一的に売ろうとしても、桜井って何か、となってしまう。言葉自体に競争力がない。
谷奥委員	例えば、ある店舗では、本店は桜井にありながら、名称は三輪とするということもある。理由は「三輪」の地名が全国ブランドだからである。そう思うと桜井はさびしいと思う。

麻生委員	ただ、せつかく事業実施をするのであれば、桜井のいいところを出しやすいものとするべきである。到底「三輪素麺」などの大ブランドには勝てないであろうが、それらを排除するのではなく、取り込むことで地域をわかってもらえるといったものとして活用するのがよい。
谷奥委員	桜井のなかに三輪があったのか、それで桜井を訴えるというのがいい。上手に三輪の知名度を利用してやっていくのがよい。
ト部副委員長	素麺と木材以外で、事務局で想定されているものはあるか。
事務局	前回想定品リストを提示したが、ボールペン、なわやの工芸品や出雲人形、醤油、みむろ最中、長谷の草もち、笠そば等を考えている。
ト部副委員長	出雲人形はあまり作られなくなっているが、買いたいと言われることが多い。
堀井委員長	議論が戻るが、第3条はこのままにして、素麺については例外規定にすることで皆さんよろしいか。三輪素麺はブランド力が強く、地理的表示のGI マークや独自マークが作られる可能性がありマークが乱立する恐れはあるが、三輪素麺を全面に出すことで、桜井のPR となり、大和さくらいブランドも三輪素麺を応援するような地域ブランド認定事業として、ブランド同士が喧嘩をするのではなく、互いに推進していくことがいいと思う。
渡邊委員	三輪素麺が大和さくらいブランドを引っ張ってくれるのではないか。
堀井委員長	三輪素麺が前面に出て、大和さくらいブランドが付いていくイメージだ。
テリー委員	桜井市を売るのは難しいが、素麺シーズンは毎年来る。それを使ってインターネット等を作って桜井とはどこだ、とつなげて、東京から客を呼び込みたい。一方で奈良にはフランス人が来ていると良く聞く。麺のルーツだとして売るとそういった外国人観光客が奈良に来てくれるチャンスが毎年出てくる。
谷奥委員	市内で製材された木材は対象となるか。吉野産の木でも桜井で製材したら大和さくらいブランド申請ができる、品質管理を組合でしていけばよいということか。
事務局	その通りである。
堀井委員長	適正審査を行ってプレミアム商品化したいと言われるが、当委員会で品質保証はできるのか？そんな責任を委員は負えないのではないか。
事務局	認定された後の品質管理については、事業者が責任を負うとしている。
堀井委員長	品質管理については個々の事業者任せ、違反すればブランド認定を取り消すということか。
事務局	その通りである。
堀井委員長	事務局案を承認いただけるか。
渡邊委員	木材についても、海外から入っているが、取り扱いをどうするか。
谷奥委員	木材協同組合としては、国産材に限定するべきだと考える。それでこの大和さくらいブランドという形で一緒に進めていきたい。品質保証については、組合で行うということにしたい。

渡邊委員	組織の中で基準が作られたりすることもあるだろう。
谷奥委員	我々も現在検討しているところである。国でも、国産材を推奨しているということもある。そのため、本事業でも国産材に限定するのが望ましい。
堀井委員長	では、皆様ご了解いただいたということで、次の「目指すべき桜井市地域ブランド認定推進事業のあり方について」を事務局より説明願う。
事務局	<p>フロー図にてお示しした。第1回目に口頭で説明したが、再度、目指すべき方向を共有いただきたいのでこれを作成した。あくまで理想形として聞いていただきたい。</p> <p>現在はロゴマーク及びキャッチコピーをご議論いただいている段階で、次に特産品を審査認定し、実際の「大和さくらいブランド」認定品が決定される。その後、桜井市の特産品をどのように売っていくのか、というプロモーション、及びターゲット層を決め、大和さくらいブランド認定品をどんなイメージで販売したいかを考え、これが成功しリピーターによるブランド認定品の購入が行われ、市内業者の商工振興につながり、桜井が奈良県にある、ということ並びに関連特産品の認知度が向上する、ここまでが本事業の役割ととらえている。</p> <p>ここからは、現段階では理想として取り組んでいきたいという方針のご説明となるが、「都市ブランド構築」という取り組みのなかで、桜井市への憧れを喚起し、来訪者・リピーターが増え、先には定住すなわち人口の増加又は減少に歯止めをかける、という形に持っていければという希望を持っている。その前段階として取り組む事業としてこの地域ブランド認定推進事業を位置付けている。</p>
堀井委員長	何かご意見があればいただきたい。
麻生委員	この考え方の作りこみはいいと思う。だが、「オール桜井」という意識づけが認定業者の中になければ進めるのが厳しいのではないかと。業者の意識付けのためのブランド化を行うことに意義があり、業者側にとっても、「オール桜井」という意識を付け加えることが重要だと思う。
堀井委員長	おっしゃる通りだが、どうしたらそれができるかが問題だ。桜井市民が一体化して好きになる、といっても、市役所が主導して言うとうまくいかない。「地域を愛する気持ちを持とうよ」という意識改革が一番難しい。個別利益より全体利益ですよ、と何度いっても個別利益が先行する。皆が悩んでおり難しい問題だ。
麻生委員	行政が実施するのであれば、そういう意識付けを入れることが重要だ。
堀井委員長	行政が主導するのはいかなるものか。市場原理に沿って行政が後押しするのが望ましい。
麻生委員	当初、「オール桜井」という意識付けの話があった。皆が原点に立ち戻り、ブランドを利用してください、という方向に持って行かないとうまくいかない。
林委員	本事業について、他の業者に勧誘しているが、相手からは、「どこまで保証してくれるの？」と聞かれる。この事業の認定を受けた後の成果は何か、となる。このマークであれば市としてどこまで保証してくれるの？

堀井委員長	やらされ感、おしつけ感では成功しない。市役所が主導すると上から目線が出てきてしまう。
林委員	おもてなしの会を作ろうとしているが、上から目線で来るなら参加しないということが多い。これをしたらどこまで保証してくれるのか、ということが出てくる。実動として効果があるように努力しなければ、前進しない。
麻生委員	皆さんが言われることはよくわかる。こうした事業を契機にひとつにまとまれるような共通点として使えるようになってほしい。作っても実体がないものにして、桜井をよりよくするためにこういうブランドを使いたいということ意識を持てるようにするべきである。特に大手はこれを使うメリットがないので、使ってもらうために、地元桜井をよくしたいという意識を持ってもらうことを願ってのブランド化だと思う。
テリー委員	ワード自体が重要で、東京では三輪素麺の三輪がどこにあるかわからないという状態だ。東京の素麺売り場でこれが桜井の商品だよ、と言うことは非常に大事なことだ。売り場、イベント、メディアに出るなど、桜井が話題ができれば桜井の市民の中でも意識が出てくる。話題にして、言葉にして、コミュニケーションにするのが地域への愛着の表れである。そうするためにもメディアに乗せて「また三輪素麺が取り上げられている」、といったような形を作ることが大切だ。
ト部副委員長	伝統的なものは長持ちするが、新しく出てきたものはなかなか浸透しないと思う。伝統的なものをうまく PR しないとだめだ。以前桜井で名産を何点か選ぶ取り組みをしたが、持続しなかった。
林委員	東京からの観光客と話す機会があったが、JR 東海が三輪の宣伝をしてくれたことがあり、今度は水森かおりさんの「大和路の恋」が発売され、今は絶好のチャンスだから、ぜひ観光大使も宣伝に使うべきだ。これもブランドのスタートとなると思う。
堀井委員長	この資料からは、机上のプランで終わらせないためにどういう活動が必要なのかということ、すなわち、実行性があり、結果を出すのにどうしたらいいのかということが読み取れない。テリー委員がおっしゃるように、首都圏等で大神神社のポスターが貼ってある、それに喚起された人たちが来てくれたら訪問者が増える、ということはつまり、三輪や長谷寺、といったブランドでやっていけるのではないかと。桜井を愛する気持ちを持とう、というのが、やはり、大神神社でも三輪素麺、といったものを緩やかに桜井ブランドでくるんでいくというのがいいと思う。いきなり押しつけると長続きしない。個々の成功事例を作っていくべきだと思う。
ト部副委員長	三輪素麺が「揖保の糸」に負けているということがある。例えば讃岐うどんであれば、皆がわざわざ食べに行く。桜井でも「素麺街道」などを考えて、大神神社にお参りした人が素麺を食べて帰ってもらうみたいにしたらい。
事務局	三輪のまちづくりの中で来訪者へのアンケートを実施したところ、大神神社は有名だが、三輪素麺を食べるところがわからないということがあったので、

事務局	地場産業としての三輪素麺を作っていこうという話をしている。
堀井委員長	そういった商業活動に結び付いて初めてブランドの意義がある。認定制度を作ったら、次は経済活動をどれだけ刺激できるかということに成否がかかっている。では、次のキャッチコピー・ロゴマークについて事務局より説明願う。
事務局	キャッチコピー・ロゴマークについては、県立大学麻生ゼミ生、観光戦略アドバイザー業務委託業者、事務局で作成した複数案をご提示させていただいたのでご議論いただきたい。本日決めていただければとは思いますが、中身についてご意見があればお聞きし、次回に最終決定させていただく。
堀井委員長	麻生委員、ご協力ありがとうございました。こういったものは、感性に訴えるものなので、ぱっとみて目に訴えるのはどれがいいか、テリー委員、いかがか。
テリー委員	「さくらしいもの」もいいと思う。また、案7もかわいいと感じられるのではないか。
堀井委員長	委員の皆さん、一言ずつ意見をお出しいただきたい。
谷奥委員	例えば案1の市章の色をピンクにするのはいかがか。ピンクのイメージもいいし、シンプルでいい。背景の色をどうするかもある。
林委員	茶系統の色は、インバウンドにおいてはよく利用されており、いい色である。ピンクにすると雰囲気かわるが、ピンクにして目にとまるようにするのもいい。
ト部副委員長	「さくらしいもの」より「さくらしいもん」のほうがいいのではないか。
福住委員	案6のイメージがいいのではないか。
堀井委員長	マスコットキャラクターのひみこちゃんを使うというのはどうか。
渡邊委員	市章は行政っぽいので敬遠されないだろうか。
谷奥委員	手にとるかどうか、で言えば、ひみこちゃんなら手にとるのではないか。
ト部副委員長	ひみこちゃんは人気があるのか。
事務局	目立つことは確かだ。着ぐるみにするとせんとくんより大きい。
テリー委員	キャラクターはあったほうがいいのではないか。ひみこちゃんはせんとくんより知名度は劣るが。
堀井委員長	封筒も卑弥呼ちゃんを使っているから連動したほうがいい
麻生委員	案1はピンクにしたほうがいいのではないか。フォントももっとやわらかくしたほうがいい。市章を付けるのがいいのかどうかについては、市が認定するものであることがわかるし、将来的に文字数や色をたくさん使わずインパクトがあるものがいいのではないか。細かなものをいれるより、シンプル性があるほうがいいのではないか。
ト部副委員長	事務局はどのようにお考えか。
事務局	事務局としては、案1はどうかと考えている。
麻生委員	案1を「さくらしいもん」に変えたもの、及び色をピンクに変えたものとの比較したい。

堀井委員長	本命は案1の「大和さくらいブランド」が入ったものとして、別にひみこちゃんのバージョンを作るかどうか。市章の部分をひみこちゃんとし、「大和さくらいブランド」がはいついて、「さくらいいもの」としてもらう、というのはいかがでしょうか。
林委員	案6に市章を入れるのはどうか。
事務局	このイラストの背景は市章となっている。
堀井委員長	<p>まとめると、次回では、案1を「さくらいいもん」にしたもの、市章をピンク色に変えたもの、背景にピンク色を用いたもの、「大和さくらいブランド」が入っていて市章の代わりにひみこちゃんを入れたもの、を作ってみていただくということとしたい。</p> <p>では、次回委員会の日程について調整させていただき、次回を平成 27 年 6 月 17 日（水）午後 3 時からとする。</p> <p>では、長時間のご審議に感謝する。これにて閉会とする。</p>